

消費税軽減税率対策費補助金交付規程

平成28年3月15日

規程27第52号

改正 規程28第8号

改正 規程28第24号

改正 規程29第26号

(通則)

第1条 消費税軽減税率対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付事業については、消費税軽減税率対策費補助金交付要綱（20151218財中第1号）、中小小売・流通等合理化促進事業実施要領（20151218財中第2号。以下「実施要領」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、実施要領第3に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が基金を用いて小売事業者等による複数税率対応レジの導入等や事業者間で行われる電子商取引の受発注システム改修等に対する補助金の交付事業に関して、実施要領第34.及び独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書（平成16年7月1日規程16第1号）第9条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局の設置)

第3条 中小機構は、軽減税率対策補助金事務局（以下「事務局」という。）を設置して補助金交付に必要な事務を実施する。

(補助対象者)

第4条 補助金の補助対象とする者は、次のすべての要件に該当する者とする。

- 一 消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等であって複数税率対応レジの導入等や、電子的な受発注システムの改修等が必要となる事業者であること。
- 二 中小企業・小規模事業者等以外の者で、事業を営む者（以下「大企業」という。）から、次に掲げる出資又は役員を受入れていないものであること。
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業・小規模事業者等
 - ロ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業・小規模事業者等

- ハ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業・小規模事業者等
- 三 日本国内で事業を行う個人又は法人であること。
- 四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受諾営業」を営むものでないこと。
- 五 申請者（中小企業・小規模事業者等）又はその法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと。反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等資金提供を受ける場合も対象外とする。
- 2 前項第一号でいう「中小企業・小規模事業者等」とは、第3項に規定する中小企業・小規模事業者の他、特定非営利活動法人、社会福祉法人、消費生活協同組合、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、その他中小企業庁長官が認める者をいう。
- 3 「中小企業・小規模事業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）に規定された次の各号に掲げるものをいう。
- 一 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号に掲げる業種及び第五号で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業（次号で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 次の表のとおり、資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに定める数以下の会社及び個人であって、その業種に属する事業を主たる事業として営むもの

	業 種	資本の額又は 出資の総額	従業員の数
イ	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人
ロ	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
ハ	旅館業	5,000万円	200人

六 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体のうち、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

七 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が第一号から第五号までの各号のいずれかに該当する者であるもの（前号に掲げるものを除く。）

4 第1項第二号でいう大企業には、次に掲げる者を含めないものとする。

一 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社

二 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

5 補助金の補助対象とする者には、第1項から第4項の条件を満たす事業者の円滑な事業実施に必要なリース事業者を含むものとする。

（補助対象事業）

第5条 補助金の補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、別表1の対象区分とし、小売事業者等に対する複数税率対応レジの導入等の場合又は既存レジ等について改修によって複数税率に対応する場合のほか、流通段階の事業者間で行われる電子的な受発注システムを利用する事業者について必要となるシステムの改修等を対象とする。

2 前項の複数税率対応レジの導入等又は電子的な受発注システムの改修等における補助対象は、次条において指定を受けたメーカー、ベンダーにより補助対象として登録され、事務局により公表された製品等とする。

3 国の他の補助金と重複する事業については、補助事業の対象として含まないものとする。

（指定・登録）

第6条 事務局は、別表1の（1）（3）（4）及び（5）の各区分に対応して、補助対象製品の登録等を行うメーカー、ベンダーを募集し、その適確性を確認した上で別表2の義務を課した指定を行うこととする。

2 前項により事務局から指定を受けたメーカー、ベンダー（以下「指定事業者」という。）のうち、別表1の（1）（3）（4）の各区分に対応する指定事業者は補助対象となる製品等の登録を行うとともに登録情報に追加・変更が必要となる場合には遅滞なく事務局に対し登録情報の変更を通知する。

3 事務局は、別表1の（6）の区分に対応して、補助対象パッケージ製品・サービスを募集し、登録する。

4 中小機構は、委員会を設置して第4条第5項のリース事業者を指定する。中小機構から指定を受けたリース事業者（以下「指定リース事業者」という。）は補助金の交付を申請しようとする者がリース契約により補助事業を実施する場合には共同で補助金の申請を行うこととする。

5 事務局は、第1項から第4項により指定又は登録された事業者や製品等について公表することとする。

(補助率及び補助限度額)

第7条 小売事業者等に対する複数税率対応レジの導入等の場合の補助率及び補助限度額は、次の各号のとおりとする。ただし、1事業者あたり200万円を上限とする。

一 別表1の(1)に係る補助率は、次のとおりとし、補助限度額は、1台(付属機器含む。)あたり20万円を上限とする。また、同時に実施する商品マスタの設定及び機器設置に要する経費は、補助率3分の2以内、1台あたり20万円を上限に加算する。

- ・レジ1台のみと付属機器の合計が3万円未満の場合は、補助率4分の3以内。
- ・レジ1台のみと付属機器の合計が3万円以上、又はレジ2台以上の場合は、補助率3分の2以内。

二 別表1の(2)に係る補助率は、3分の2以内とし、補助限度額は、1台あたり20万円を上限とする。

三 別表1の(3)に係る補助率は、次のとおりとし、補助限度額は、1システムあたり20万円を上限とする。ただし、別表3に掲げるタブレット等の補助率は、2分の1以内とする。また、同時に実施する商品マスタの設定及び機器設置に要する経費は、補助率3分の2以内、1システムあたり20万円を上限に加算する。

- ・レジ1システムが3万円未満の場合は、補助率4分の3以内。
- ・レジ1システムが3万円以上、又はレジ2システム以上の場合は、補助率3分の2以内。

四 別表1の(4)の導入に係る補助率は、3分の2以内とし、補助限度額は、1台(付属機器含む。)あたり20万円を上限とする。ただし、別表3に掲げるタブレット等の補助率は、2分の1以内とする。また、同時に実施する商品マスタの設定及び機器設置に要する経費は、補助率3分の2以内、1台あたり20万円を上限に加算する。

五 別表1の(4)の改修に係る補助率は、3分の2以内とし、補助限度額は、1台あたり20万円を上限とする。

2 流通段階の事業者間で行われる電子的な受発注システムの改修等の場合の補助率は、3分の2以内とする。ただし、受発注管理機能と他の機能とが一体となったパッケージ製品を用いる又はサービス提供を受ける場合の当該パッケージ製品又はサービス提供の初期費用については、その費用額に2分の1を乗じた上で補助率を乗じるものとする。1事業者あたりの補助限度額は、小売事業者等の発注システムの場合は1,000万円、卸売事業者等の受注システムの場合は150万円、発注システムと受注システムの両方を行う場合は1,000万円とする。

3 下限額の設定は行わないものとする。

(補助対象の範囲)

第8条 補助対象経費の経費区分及び経費内容は、別表4に記載のとおりとする。

2 補助の対象となる経費は、次条で定める補助事業の実施期間内において発生したもので、事

務局が定める期日までに申請者である補助対象者によって支払いが完了した経費とする。

(補助事業の実施期間)

第9条 補助事業の実施期間は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）の成立日（平成28年3月29日）から平成31年9月30日までとする。

(補助対象者の募集)

第10条 事務局は、インターネットの利用その他の適切な方法により、補助対象者の募集を行うこととする。

(補助金の交付申請及び実績報告等)

第11条 別表1の(1)から(4)又は(6)の区分で補助金の交付を申請しようとする者が、複数税率対応レジ又はパッケージ製品・サービスの導入等を完了したときは、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1）を事務局に提出するものとする。

2 事務局は、前項による申請内容の確認結果について補助金交付決定通知兼補助金確定通知書（様式第2）により補助金交付申請書兼実績報告書を提出した別表1の(1)から(4)の区分に係る者（以下「A型の補助事業者」という。）又は別表1の(6)の区分に係る者（以下「B-2型の補助事業者」という。）に対する通知を行うこととし、補助金の適正な交付を行うために必要と認めるときは、申請に係る事項について修正を加え又は条件を付して、通知を行うことができるものとする。

3 事務局は、A型の補助事業者の申請を促進するため、代理申請協力店の登録及び公表を行う。代理申請協力店が代理申請者として補助金交付申請書兼実績報告書を提出するときは、第1項及び第2項の定めに準じて扱うものとする。

4 事務局は、A型の補助事業者又はB-2型の補助事業者がリース取引を利用して複数税率対応レジ又はパッケージ製品・サービスの導入等を行う場合は、第1項から第2項及び第20条から第27条までの定めに準じて扱うものとし、補助金を指定リース事業者に交付することとする。

(補助金の交付申請)

第12条 別表1の(5)の区分で補助金の交付を申請しようとする者は、改修等に着手する前に指定事業者が代理して補助金交付申請書（様式第3）を提出するものとする。

2 事務局は、別表1の(5)の区分で補助金の交付を申請しようとする者がリース取引を利用して電子的な受発注システムの改修等を行う場合には、前項のほか第13条から第27条までの定めに準じて扱うものとし、補助金を指定リース事業者に交付することとする。

(補助金の交付決定)

第13条 事務局は、前条第1項に基づく補助金交付申請書の提出があったときはその内容を審

査し、補助金を交付すべきものと認めるときは前条の補助金交付申請を行った申請者に対し交付決定通知書（様式第4）により通知するものとする。

- 2 事務局は、補助金の適正な交付を行うため必要と認めるときは、申請に係る事項について修正を加え又は条件を付して、前項の通知を行うことができるものとする。

（申請の取下げ等）

第14条 前条による交付決定通知書を受領した申請者（以下「B-1型の補助事業者」という。）は、前条第2項の規定による通知の内容に対して不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとする場合は、当該通知を受領した日から10日以内にその旨を記載した書面を事務局に提出しなければならない。

- 2 B-1型の補助事業者が、補助金の交付を辞退しようとする時は、速やかにその旨を記載した辞退届（様式第5）を事務局に提出しなければならない。

（交付申請内容の変更）

第15条 B-1型の補助事業者が、次の各号の一に該当する補助事業の内容を変更しようとする時は指定事業者又は事業者自らが速やかに申請内容変更承認申請書（様式第6）を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

一 交付決定を受けた内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- ・補助金交付目的に変更をもたらすものではなく、交付決定の内容をより効率的、効果的な達成に資するものと考えられる場合
- ・補助対象者情報、担当者情報の変更など、補助金交付目的の達成に直接的な影響が想定されない申請内容の細部の変更である場合

二 補助金交付申請書の経費内訳として記載された補助対象経費の区分ごとに配分された額等を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。

- 2 事務局は、前項の承認にあたり、必要に応じ条件を付することができる。
- 3 B-1型の補助事業者は、住所、代表者等の登録内容に変更が生じた場合、登録変更届（様式第7）を事務局に速やかに提出しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第16条 B-1型の補助事業者は、第13条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 事務局が第19条第2項の規定に基づく補助金の額の確定を行った後、B-1型の補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、B-1型の補助事業者が事務局に対し、民法（明治29年法律第89条）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特

例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知を行う場合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、B-1型の補助事業者又は債権を譲り受けた者が民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合にあっては、事務局は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- 一 事務局は、B-1型の補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことは行わないこと。
- 三 事務局は、B-1型の補助事業者による債権譲渡後も、B-1型の補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専らB-1型の補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

（事業遅延等の報告）

第17条 B-1型の補助事業者は、補助事業が予定の実施期間から2週間を超えて遅延する見込みとなった場合には直ちに事業遅延承認申請書（様式第8）を事務局に提出し、その指示を受けなければならない

（事業の完了報告）

第18条 B-1型の補助事業者は、電子的受発注システムの改修等が完了したときは、事業完了報告書（様式第9）を事務局に提出するものとする。

（額の確定）

第19条 事務局は、前条の規定に基づく事業完了報告書の提出を受けた場合には、当該報告書の検査及び必要に応じて現地調査等（以下「検査等」という。）を行うこととする。

- 2 事務局は、前項の検査等により、第13条第1項の交付決定の内容（第15条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第10）によりB-1型の補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第20条 事務局は、第11条及び第19条の通知後30日以内に補助金の交付を行うものとする。

- 2 補助事業者が、第11条第2項又は第19条第2項の規定による通知の内容に対して不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとする場合は、当該通知を受領した日から10日以内

にその旨を記載した書面を事務局に提出しなければならない。

- 3 事務局は、前項の申し出を受理した場合には直ちに補助金の交付を中止し、既に支払いが完了している場合には、返還の手続きを行うものとする。

(交付決定の取消し)

第21条 事務局は、A型及びB-2型の補助事業者が次の各号の一に該当するときは、第11条第2項の規定に基づく交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 本規程に規定する措置に違反した場合
- 二 虚偽申請等不正事由がある場合
- 三 交付決定の内容もしくは目的に反して補助金を使用した場合

2 事務局は、B-1型の補助事業者が次の各号の一に該当するときは、第13条第1項の規定に基づく交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 本規程に規定する措置に違反した場合
- 二 虚偽申請等不正事由がある場合
- 三 交付決定の内容もしくは目的に反して補助金を使用した場合
- 四 正当な理由無く第18条に規定する事業完了報告の提出がない場合
- 五 事務局の承認を受けず当該補助事業を廃止した場合
- 六 当該補助事業を遂行する見込みがなくなった場合
- 七 当該補助事業が事業実施期間内に終了しなかった場合

3 前項第一号から第三号の規定は、第19条第2項の規定に基づく補助金額の確定後においても適用されるものとする。

(補助金の返還)

第22条 A型、B-1型及びB-2型の補助事業者は、前条第1項一号から三号及び前条第2項一号から三号の規定に基づく取消しを受けた場合において、既に補助金の交付を受け、返還すべき金額があるときは、当該金額を事務局が指定する期限までに事務局が指定する方法で返還しなければならない。

(加算金)

第23条 A型、B-1型及びB-2型の補助事業者は、前条の規定による返還の命令を受けた場合は、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年利10.95パーセントの割合を乗じて計算した加算金を事務局が指定する方法で納付しなければならない。

(延滞金)

第24条 A型、B-1型及びB-2型の補助事業者は、第22条の規定による返還の命令を受け、事務局が指定する期限までに返還金(加算金がある場合には加算金を含む。)を納付しなかった場合は、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年利10.9

5パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を事務局に納付しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第25条 A型、B-1型及びB-2型の補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって適切に管理するとともに、第2項に掲げる取得財産についてはこれを補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し、廃棄し、又は債務の担保の用に供してはならない。ただし、取得財産等処分承認申請書（様式第11）により、事務局の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 取得財産等のうち、中小機構が処分を制限する財産は、取得財産または効用の増加価格の単価が50万円以上の財産とし、A型、B-1型及びB-2型の補助事業者は、取得財産等管理台帳（様式第12）を備え、これを管理しなければならない。また、財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。ただし、取得財産の単価が50万円未満でも、別表3に掲げるタブレット等については同様に管理するものとし、その処分を制限する期間を2年とする。

3 事務局は、第1項の規定により承認をしたA型、B-1型及びB-2型の補助事業者が、当該承認に係る取得財産等を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(立入検査)

第26条 事務局は、補助事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、A型、B-1型及びB-2型の補助事業者に対し、補助事業に関する報告を求め、又は事務局の指定する者によりA型、B-1型及びB-2型の補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問することができる。

(補助事業の経理)

第27条 A型、B-1型及びB-2型の補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する中小機構の会計年度終了の日から5年間保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第28条 中小機構は、補助事業の実施に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

(その他)

第29条 中小機構は、本規程に定められた事項のほか、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について別に定めるものとする。

附 則（規程 27 第 52 号）

この規程は、平成 28 年 3 月 16 日から施行する。

附 則（規程 28 第 8 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 4 日から施行する。

附 則（規程 28 第 24 号）

この規程は、平成 28 年 11 月 28 日から施行する。

附 則（規程 29 第 26 号）

この規程は、平成 30 年 1 月 5 日から施行する。

(別表 1)

補助対象区分・補助対象事業

対象区分		補助対象
A型	(1) A-1型 (レジ・導入型)	複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジを対象機器として導入する費用
	(2) A-2型 (レジ・改修型)	複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用
	(3) A-3型 (モバイルPOSレジシステム)	複数税率に対応した継続的なレジ機能サービスを別表3に掲げるタブレット等を用いて利用し、レシートプリンタを含む付属機器を組み合わせてレジとして新たに導入する場合の費用
	(4) A-4型 (POSレジシステム)	POSレジシステムを複数税率に対応するように改修又は導入する場合の費用
B型	(5) B-1型 (受発注システム・指定事業者改修型)	電子的な受発注システムの改修又は導入をシステムベンダー等に発注し実施する場合の費用 ※新たに導入するときは、取引先からの要請がある場合に限る。
	(6) B-2型 (受発注システム・自己導入型)	電子的な受発注システムの改修又は導入を中小企業・小規模事業者等自らがパッケージ製品・サービスを購入し実施する場合の費用 ※新たに導入するときは、取引先からの要請がある場合に限る。

(別表 2)

指定事業者の義務等

個別呼称等	レジ・POSレジ等 (A型)	電子的な受発注システム (B型)
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業・小規模事業者等の申請に際しての申請書作成や代理申請の協力 ● 中小企業・小規模事業者等への軽減税率制度に必要な活用促進対応など ● 補助対象製品導入後の操作方法説明などの申請者サポート 	
指定メーカー・指定ベンダー	● 補助対象製品の登録と証明	—
指定サービスベンダー	● 補助対象サービス及び製品の登録と証明	—
指定システムベンダー	—	● 電子的な受発注システムに係る代理申請行為と事業者に対する必要な支援

(別表 3)

タブレット等
レジ以外の用途で使用することを前提に販売されているタブレット、PC又はスマートフォン

(別表 4)

補助対象経費の範囲

経費区分	経費内容
A型	<ul style="list-style-type: none"> ● レジ等の本体 (タブレット等を含む)・ソフトウェア導入に係る費用 ● レジ付属機器等 (バーコードリーダー、レシートプリンタなど) ● 設置に要する経費 (商品マスタ設定費、運搬費等)
B型	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子的な受発注システムの改修等に要する経費 ● パッケージ製品・サービスの導入に要する経費 ● その他事務局が必要と認める費用

消費税軽減税率対策費補助金交付規程

(平成27年度予算)

様式集

- (様式第1) 補助金交付申請書兼実績報告書 【第11条第1項関係】
- (様式第2) 補助金交付決定通知兼補助金確定通知書 【第11条第2項関係】
- (様式第3) 補助金交付申請書 【第12条第1項関係】
- (様式第4) 交付決定通知書 【第13条第1項関係】
- (様式第5) 辞退届 【第14条第2項関係】
- (様式第6) 申請内容変更承認申請書 【第15条関係】
- (様式第7) 登録変更届 【第15条第3項関係】
- (様式第8) 事業遅延承認申請書【第17条第1項関係】
- (様式第9) 事業完了報告書 【第18条関係】
- (様式第10) 補助金確定通知書 【第19条第2項関係】
- (様式第11) 取得財産等処分承認申請書 【第25条第1項関係】
- (様式第12) 取得財産等管理台帳 【第25条第2項関係】

(様式第1)

*申請種別ごとに必要となる個別詳細事項は下記項目を基本として電子情報において別に定める。

*補助金交付申請書兼実績報告書は、補助金交付申請書とする場合がある。

補助金交付申請書兼実績報告書

作成日平成 年 月 日

(A-1・2型の場合)

- 1、 申請する中小企業・小規模事業者等の情報
- 2、 代理申請者又は共同申請者の情報
- 3、 補助金の振込先に関する情報
- 4、 レジを設置した店舗情報
- 5、 レジに関わる情報
- 6、 補助金申請額

以上

(A-3型の場合)

- 1、 申請する中小企業・小規模事業者等の情報
- 2、 代理申請者又は共同申請者の情報
- 3、 補助金の振込先に関する情報
- 4、 パッケージを導入した店舗情報
(又は、対象サービスまたは対象パッケージの導入費に関わる情報)
- 5、 補助金申請額
- 6、 設置に要する経費(商品マスター設定費、運搬費)を申請する場合の
補助金申請額

以上

(A-4型の場合)

- 1、 申請する中小企業・小規模事業者等の情報
- 2、 代理申請者(又は共同申請者)の情報
- 3、 補助金の振込先に関する情報
- 4、 補助金申請額
- 5、 POSレジ(導入又は改修)に関わる情報
(POSレジシステム導入又は改修に関わる情報)
POSレジが設置されている店舗情報

以上

(B-2型の場合)

- 1、 補助事業の概要
- 2、 申請者情報(中小企業・小規模事業者等の情報)
- 3、 担当者情報(共同申請者の情報)
- 4、 補助金の振込先に関する情報
- 5、 補助金申請額
- 6、 登録パッケージ導入情報

以上

(様式第2)

平成 年 月 日

補助金交付申請者名
申請番号

軽減税率対策補助金事務局

補助金交付決定通知兼補助金確定通知書

平成 年 月 日付けをもって交付申請及び実績報告された補助事業について、補助金の交付を決定し補助額を確定したので、消費税軽減税率対策費補助金交付規程第11条第2項の規程により、下記のとおり通知します。

記

申請者名 _____

補助金の確定額 金 _____ 円也

補助金交付申請額 (金 _____ 円)

申請番号

作成日 年 月 日

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金事務局
事務局長 殿

申請者 事業者名
 法人 法人番号
 個人事業主 生年月日 明治 大正 昭和 平成 年 月 日
所在地
カナ氏名
代表者名 印

代理申請者 事業者登録番号
(指定事業者) 法人番号
所在地
事業者名
カナ氏名
代表者名 印

共同申請者 指定リース事業者番号
指定リース事業者 法人番号
所在地
事業者名
カナ氏名
代表者名 印

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金
(受発注システムの改修等支援)
補助金交付申請書

事務局が定める同意事項を確認・同意の上、消費税軽減税率対策補助金交付規程に基づき、上記補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の概要

概要

交付申請額

- (1) 補助事業に要する経費 円
- (2) 補助対象経費 円
- (3) 補助金交付申請額 円

改修完了予定日 平成 年 月 日

事業完了予定日 平成 年 月 日

2. 申請者情報

申請者名

電話番号

資本金

従業員数

主たる業種 卸売業 小売業 サービス業 旅館業
その他 ()

売上高 1000万円以下
1000万円超 ~ 5000万円以下
5000万円超 ~ 1億円以下
1億円超 ~ 10億円以下
10億円超 ~

確認事項 みなし大企業に該当しない
軽減税率対象商品を扱っている申請者である
現在利用している受発注システムが複数税率に対応していない
申請時においてEDI/EOS等の電子的受発注システムを利用している

3. 担当者情報

申請者 所属
カナ氏名
担当者名
連絡先 固定電話 携帯
FAX番号 メールアドレス

代理申請者 所属
カナ氏名
担当者名
連絡先 固定電話 携帯
FAX番号 メールアドレス

共同申請者 所属
カナ氏名
担当者名
連絡先 固定電話 携帯
FAX番号 メールアドレス

(様式第4)

平成 年 月 日

補助金交付申請者名

申請番号

軽減税率対策補助金事務局

交付決定通知書

平成 年 月 日付け補助金交付申請に係る事業について、消費税軽減税率対策費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第13条により下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 交付決定額

申請者名

補助金交付決定額 金 円也

補助金交付申請額（金 円）

2. 本通知に不服のある場合は、本通知を受領した日から10日以内に不服事項を記載した書面を事務局へ提出すること。

3. 補助金交付申請の内容を変更しようとする時は、自らあるいは指定事業者が速やかに申請内容変更承認申請を事務局へ提出すること。

なお、交付規程第15条第1項ただし書に規定する次の各号に挙げる軽微な内容の場合はこの限りではない。

(1) 補助事業の内容の変更

- ・ 補助金交付目的に変更をもたらすものではなく、交付決定の内容をより効率的、効果的な達成に資するものと考えられる場合
- ・ 補助対象者情報、担当者情報の変更など、補助金交付目的の達成に直接的な影響が想定されない申請内容の細部の変更である場合

(2) 補助対象経費の配分の変更

対象経費の区分ごとに配分された額の20パーセント以内の流用増減の場合

4. 補助事業が予定の実施期間から2週間を超えて遅延する見込みとなった場合には直ちに事業遅延承認申請書を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

5. 補助事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 交付規程に定めるところに従うほか、本通知書に記載された事項に従い、善良なる管理者の注意をもって補助された事業を実施し、完了すること。

(2) 事業実施期間内に、本補助事業と同一の内容で国（独立行政法人を含む。）から他の補助金、助成金等の交付を重複して受けないこと。

以上

(様式第5)

平成 年 月 日

軽減税率対策補助金事務局 御中

住 所：
交付申請者名：

印

辞 退 届

平成 年 月 日付けをもって交付決定を受けた消費税軽減税率対策費補助金については、事情により辞退いたします。

記

1. 主な辞退理由.

(辞退理由で説明いただきたい概要の例示)

(ア) 導入等計画の変更、見直し

(イ) 契約上の問題

(ウ) 税制の見直し問題

(エ) 申請者の健康上の理由

など

(様式第6)

平成 年 月 日

軽減税率対策補助金事務局 御中

申請者

郵便番号：(〒 -)

住所：

補助事業者名：

印

代理申請者

印

申請内容変更承認申請書

消費税軽減税率対策費補助金交付規程第15条の規定により、下記の変更について承認いただきたく申請いたします。

記

- 1、 変更事項・変更理由
- 2、 変更の内容（任意の書式により内訳が分かる資料を添付いただく形で構いません）
 - ① 変更前
 - ② 変更後

以上

(様式第7)

平成 年 月 日

軽減税率対策補助金事務局 御中

申請者

郵便番号：(〒 -)

住 所：

補助事業者名：

印

代理申請者

印

登 録 変 更 届

消費税軽減税率対策費補助金交付規程第15条の規定により、次のとおり変更を届け出いたします。

変更事項 (該当の記号を○)	変 更 前 (変更事項のみご記入ください)	変 更 後 (変更事項のみご記入ください)
① 住所の変更		
② 代表者変更		
③ その他		

*変更事項については当初申請時の添付書類に沿って、変更内容が確認できる書類を添付ください。

(様式第8)

平成 年 月 日

軽減税率対策補助金事務局 御中

郵便番号：(〒 -)

住 所：

補助事業者名：

印

事業遅延承認申請書

平成 年 月 日付け(事務局の文書番号)をもって交付決定通知を受けた補助事業の遅延が見込まれるため、消費税軽減税率対策費補助金交付規程第17条の規定に基づく承認をいただきたく申請いたします。

記

1. 補助対象とした事業

2. 補助事業の進捗状況

3. 遅延の内容及び原因

4. 遅延防止のためにとった措置

5. 今後の事業遂行計画

- (注) 1 遅延理由説明のために必要な場合は、本紙に概略のみ記載し詳細は別用紙に記載し提出すること。
2 「当初計画」と「現在までの進捗状況及び今後の予定」の対比ができるスケジュール表を添付し、完了予定日を明記すること。

(添付書類) 遅延の内容及び原因を説明する資料

(様式第9)

平成 年 月 日

軽減税率対策補助金事務局 御中

郵便番号：(〒 -)

住 所：

補助事業者名：

印

事業完了報告書

平成 年 月 日付けをもって交付決定通知を受けた補助事業を完了したので、消費税軽減税率対策費補助金交付規程第18条第1項の規定により、下記のとおり別紙の書類を添えて報告します。

記

1. 補助事業の内容及び事業実施期間

①補助事業内訳

契約日・契約額

支払完了日

②事業実施期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

2. 補助対象経費支出実績内訳

(注) 上記記載内容は、交付決定内容に沿った証憑添付をもって代替可

(添付書類) ア. 発注書等 イ. 支払証拠書類(写し) 他

(様式第10)

平成 年 月 日

補助事業者名
申請番号

軽減税率対策補助金事務局

補助金確定通知書

平成 年 月 日付けをもって交付決定した補助事業について、消費税軽減税率対策費補助金交付規程第19条第2項の規定により、補助金の額等を下記のとおり確定したので通知します。

記

申請者名 _____

補助金の確定額 金 _____ 円也

補助金交付決定額 (金 _____ 円)

(様式第11)

平成 年 月 日

軽減税率対策補助金事務局 御中

郵便番号：(〒 -)

住 所：

補助事業者名：

印

取 得 財 産 等 処 分 承 認 申 請 書

平成 年 月 日付けをもって交付決定を受けた補助事業に関し、下記の財産を処分したいので、消費税軽減税率対策費補助金交付規程第25条第1項の規定により、承認を申請します。

記

1. 取得財産の品目、取得年月日、取得価格、時価

2. 処分の方法、処分予定対価額

3. 処分の理由

(様式第12)

取得財産等管理台帳

補助事業者名

管理責任者

印

区分 (注3)	財産名	規格 (型式)	単位	数量 (注4)	単価(円)	金額(円) (注1)	取得年月日 (注5)	保管場所	備考

(注1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円(消費税抜き)以上の財産とする。

(注2) 上記価格が50万未満のものであっても汎用性の高い端末(タブレット等)にあつては2年間の処分制限資産として本表に記載して管理する。

(注3) 財産名に対応する区分の表示は、(イ)レジ(ロ)POSレジ(ハ)POSシステム(ニ)モバイルPOS(ホ)受発注システム

(注4) 数量は、同一規格等であれば一括して記入して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記入すること。

(注5) 取得年月日は、検収年月日を記入すること。

(注6) 本様式と同一項目を備えていれば、別の管理台帳で代用しても差し支えない。